

平成25年 9 月20日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 星 吉 寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) 所管事務調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 9月20日に委員会を開催し、付託案件の審査等を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
所管事務調査について、魚沼市消防署上条出張所、西名地すべり災害現場及び北部振興事務所の現地調査を行い、総括を行った。
その他で、議会報告会実行委員会の委員に岩井富士夫委員を選出した。また、地域気象観測所（アメダス観測所）の移設について執行部より説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 86 号 魚沼市入湯税条例の一部改正について
- (2) 請願第 6 号 消費税増税を中止する意見書の提出を求める請願
- (3) 請願第 4 号 新聞の軽減税率に関する請願書
- (4) 請願第 7 号 魚沼市職員給与の改定を求める請願書

2 調査事件

- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) 所管事務調査について

ア 現地調査について

- ・魚沼市消防署上条出張所
- ・西名地すべり災害現場
- ・北部振興事務所

イ 現地調査の総括について

(7) その他

3 日 時 平成 25 年 9 月 20 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、
星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大平恭児、渡辺一美、岡部計夫

8 説明員 大平市長、佐藤消防長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、佐藤税務課長、
青山北部振興事務所長

9 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

10 経 過

開 会 (10 : 00)

星委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を
開会いたします。本委員会に付託されました議案について審査願います。なお、市長が公

務のため、日程第1が終了後に早退したい旨の要請がありましたので、これを許可いたしました。あらかじめ報告いたします。

(1) 議案第86号 魚沼市入湯税条例の一部改正について

星委員長 日程第1、議案第86号 魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤税務課長 ありません。

星委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありますか。

高野委員 11条の中に納期限の延長というのがありますが、納期限が延長せざるを得ないという具体的な事例等はどんなものが考えられますか。

佐藤税務課長 納期の延長ということになりますと、税条例の第8条に災害等による期限の延長という項目があります。その部分に規定されているわけですが、大きくは、災害等ということでご理解いただければと思います。なお、入湯税条例につきましては、納期限の延長云々という規定はございませんけれど、第1条で入湯税の賦課徴収につきましては、法令及び市税条例の定めに従いなさいという規定がございますので、それに則って事務を行うということでございます。

高野委員 それでは、3条の6号の規定になりますけれど、類似する学校行事等ということで、免除規定がありますが、この辺のいわゆる免除されるということの証明方法というか、旅館なり温泉を利用する人について提供者側のこの人は免除、この人は免除しなくてもいいという判断する具体的なやり方というのはどういうことになりますか。

佐藤税務課長 学校教育の活動の部分を追加しようということでございます。それにつきましては、例えば学校長が証明する等の書類もあるわけでございますけれど、例えば旅行の日程といいますかそういった書類も持参するわけでございますので、その辺の聞き取りもありますし、そういった書類で確認できるというように考えています。

高野委員 そのいわゆる旅行書類はいいんですが、徴税する側は、市になるわけなんですから市の方からこの人については、免税でいいですよという証明が必要だと思うんですが、そういうものを発行なり提示ということについては、考えていないのですか。

佐藤税務課長 現行の入湯税条例に掲げてあるのですけれども、入湯税を課さないということで、課税免除の項目が第3条に規定されているわけでございます。小学生以下のものとか、病気療養のためとかということで、規定があるわけでございます。それについてはいちいち書類では確認はしていないわけです。条例に基づき特別徴収義務者が確認をして、課税免除をしているということですので、もし実際、これが改正になりまして、学校の行事などというのがはっきりしなければ、事前に税務課に照会いただければというふうに考えています。

高野委員 市としてはこういう方については免税ですよという指導はするけれども、具体的にこの人ということ、温泉を提供する方がわかる市としての証明みたいなものはされていないのですか。

佐藤税務課長 今ほど申し上げましたとおり減免に該当する方につきましては、そういった

特別の書類を徴するということはございません。特別徴収義務者の判断において、減免しているということでございます。

高野委員　これは市に直接入る税金の関係になりますし、市では直営の温泉施設で徴税及び納税の問題も発生しておりますので、その辺、免税をする分、それから納める分、その辺がはっきりしてかなり厳格に処理をするべきだというふうに考えますけれども、その辺の反省も含めて、証明書の発行なり、税の申請書なりにしっかりと区別がつける様式の変更も含めて、そういうのは考えられていますか。

佐藤税務課長　税条例第6条に納付の手続きの規定、第9条には帳簿記載義務の規定がございます。バックデータといいますか関係の書類につきましては、それなりにきっちりと整理を行っていただきたいという条例になっております。そうやってバックデータといいますかそこらをきちんとする。それから現在の申告書につきましても、入湯者はこれだけ、課税者はこれだけということで、申告書の用紙もそれなりに整備されておりますので、改正になりますれば、徴収義務者に周知徹底しながら間違いのないようにするようにしたいというふうに考えています。

高野委員　私の方では、市の直営の温泉施設で問題等が発生したことを考えれば、免税者に対して、いわゆる旅館なり温泉を提供する方がわかる市からの免税証明書みたいなものを発行すべきだというふうに考えますが、その辺の考えはありますか。

佐藤税務課長　何度も申し上げますけれど、小学生以下については課税免除をしているわけです。それにつきましても同じ並びになるわけでございますので、それと同じような取り扱いというふうに考えたいと思いますし、例えば私どもが調査に入った場合につきましては、それなりの根拠と言いますか、例えば何々学校が何名入った、引率が何名、子どもたちが何名というようなバックデータをそろえていただければよろしいのではないかとこのように考えております。

高野委員　もう一点確認になりますけれども、類似する学校行事等の中で、今、魚沼市で体験交流という形で、かなり多く入っておりますので、その関係やそれに付随するような部分については該当するのでしょうか。

佐藤税務課長　今まで東京都内の小学生、中学生が体験学習ということで、おいでいただいているわけでございますけれども、市との共催の部分もございまして事前に承知しています。学生、児童、生徒が使っている施設につきましては、たまたま温泉施設ではなかった部分もありましたり、市の施設の場合につきましては、課税免除について、現在第3条6号で規定しているところでございますので、教育委員会、商工観光課と協議しながら対応しているということでございます。

高野委員　特にそういう関係であれば、市からこの行事については、減免ですということで、証明書を発行するのがそんなに難しいことではないと思いますし、税を取る温泉提供者側からもそうしてもらった方が、税を納めるときに事務的にも簡素になるのではないかとこのように気がしますが、その辺の証明書の発行を私は希望しますけれども、その辺の考えはありますか。

佐藤税務課長　特別徴収義務者の方々につきまして、事務が煩雑になるというのは避けたいと思っていますし、また適正な納税もしていただかなくてはならないということで、今後

も事業者の意見を拝聴しながらやりやすく適正に処理していきたいというふうに考えています。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 86 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 86 号魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長は退席いたします。

(2) 請願第 6 号　消費税増税を中止する意見書の提出を求める請願

星委員長　次に日程第 2、請願第 6 号　消費税増税を中止する意見書の提出を求める請願を議題といたします。紹介議員であります大平恭児議員に説明を求めます。

大平(恭)議員　おはようございます。消費税増税を中止する意見書の提出を求める請願を皆さんにお諮りしたいと思います。きのうの私の一般質問でも少し触れましたけれども、安倍内閣がこの 9 月に、あるいは秋に消費税を来年の 4 月から 8 %に引き上げる、そういう決断をするということで、非常に緊迫感が増している今日でありますけれども、魚沼民主商工会さんにおいても、魚沼を中心に中小の業者さんの税のあらゆる相談に日々~~の~~**つて**いて、その深刻さ、影響の大きさを実感して私どものところに訴えをあげられてきました。非常に深刻な状況、今でも消費税をまともに納められない。分納している。これ以上上げたら営業を続けられない。廃業するしかない。そういう大きな声をあちこちで伺いながら日々苦悩していると伺っております。国会の中の国の制度の話ではありますが、この魚沼市にとっても増税をもし可決、成立あるいは実行をされたら非常に深刻な影響が及ぼされると思います。そういう意味でこの魚沼市議会としても国に対してははっきりとした意思表示を、皆さんの良識あるご意見を伺いながら、ぜひ成立して意見書を上げられることを希望して説明いたします。

星委員長　これより紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。紹介議員に対する質疑を終結いたします。この件に対し執行部に確認しておきたいことがあれば発言を許します。ありませんか(なし) なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第 6 号を採決します。お諮りします。請願第 6 号は、採択することに、ご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。請願第 6 号は、採択することに賛成の方は、挙手願います。可否同数でありますので、委員会条例第 17 条により委員長が決することにいたします。よって、請願第 6 号は、不採択とするものと決定いたします。

(3) 請願第 4 号　新聞の軽減税率に関する請願書

星委員長 日程第3、請願第4号 新聞の軽減税率に関する請願書を議題といたします。紹介議員であります渡辺一美議員に説明を求めます。

渡辺議員 このたび魚沼市内の新聞販売店の皆さまよりお手元にあるとおり請願を受けましたのでよろしくご審議のほどお願いいたします。昨年、自民・公明・民主の3党は社会保障の安定した財源を確保するため、社会保障と税の一体改革で合意しました。来年4月からの消費税率引き上げにあたり、経済状況を勘案しながら10月上旬に、政府が実施の判断をする予定であります。消費税の引き上げ分は、年金や子育て支援、医療・介護を含め、増大する社会保障の充実と安定のために使われる点では、多くの国民が理解しているところであります。しかしながら、消費税は低所得者ほど、その負担割合が大きいという逆進性があります。そういった中で、自民、公明の与党両党は25年度の税制改正大綱で消費税率の10%引き上げ時には、軽減税率制度の導入をめざすと明記した上で、これを実現するために与党税制協議会におきまして軽減税率制度調査委員会を設置し、対象品目、軽減する消費税率、財源の確保などにつきまして協議し、今年12月予定の26年度与党税制改正決定時までには結論を得るとしているところであります。こうした中、その対象品目に何が選ばれるのかといった中で、ヨーロッパ各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞、書籍、雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、知識には課税せず、新聞には最低の税率を適用すべきとして、消費者が知識を得る負担を軽くしているところはお存じのとおりであります。また、特に雪国である魚沼市においては、冬期でも定時に配達される新聞の配達については、市民の皆様のためにも守っていかなくてはならない大切なことと考えております。ぜひ魚沼市議会において、この請願が採択されるようご審議のほどよろしくお願いいたします。

星委員長 これより紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

高野委員 消費税率アップということで問題になっておりますが、この消費税に新聞への軽減税率を適用してほしいという願意ということで聞いております。今はないので今後とも消費税引き上げに関わらず新聞への軽減税率を適用してほしいということで受け止めてよろしいのでしょうか。

渡辺議員 お手元の請願書を見ていただきますと請願事項というところに、消費税増税にあたり複数税率の導入、新聞への軽減税率適用について貴議会から政府に働きかけていただきたく請願いたします。ということですのでこれが趣旨になります。

星委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

高野議員 もう一点お願いします。請願事項に貴議会から政府に働きかけていただきたくということですが、具体的にどのようなやり方をして欲しいのかは聞いておりますか。

渡辺議員 議会から政府等への働きかけといいますと、意見書ということになるかと思えます。参考資料として今日配られているかどうか分かりませんが、この度の請願者の方からはこのような意見書をということで預かっておりますので、もし採択していただければ、それについてまた審議いただき、意見書をお願いしたいというふうに思います。

星委員長 よろしいですか。

大平（栄）委員 その意見書の内容ですね。今ここで検討してということで分かったらちょっと教えていただけますか。

星委員長　　ここでしばらく休憩をとります。

休　　憩（10:27）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10:28）

星委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質疑は、ありませんか。（なし）これで、紹介議員に対する質疑を終結します。本件については、討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第4号を採決します。お諮りします。請願第4号は、採択することに、ご異議ありませんか。（異議なし）よって、請願第4号は、採択すべきものと決定されました。意見書案を配布します。（意見書案配付）配付漏れはありませんか。（なし）それでは、局長から朗読させます。

小幡議会事務局長　　配付の意見書案を朗読

星委員長　　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で可決されたときには委員長が提出者となり、発議することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました

（４）請願第7号　魚沼市職員給与の改定を求める請願書

星委員長　　日程第4、請願第7号　魚沼市職員給与の改定を求める請願書についてを議題といたします。ここでしばらくの間休憩いたします。

休　　憩（10:35）

休憩中に資料配付

再　　開（10:44）

星委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。それでは、紹介議員であります岡部計夫議員より説明を求めます。

岡部議員　　このたび魚沼市職員給与の改定を求める請願書ということで、紹介議員になりましたので、私のほかに岩井委員、大平委員の3名が紹介議員でございます。既に皆様のお手元に配付のあるように、この請願書について趣旨についてはもうお読みいただいたと思いますので、割愛をさせていただきたいと思います。そして、この中にですね、魚沼市はラスパイレスの指数を理由に削減しないと、こういう理由で報道しているというのがあ

りましたので、今回、皆さんから審議していただく中で、少しでも委員の皆さんから請願者の願意がどこにあるのかということを理解していただくために、私の方で少し調べた資料を今回、委員長長の承諾のもとに皆さんに配付させていただいたということでもあります。ですので、順次説明をさせていただきたいと思っております。（配付資料により説明）

星委員長　これより、紹介議員に対する質疑を行います。

高野委員　資料について若干、ご説明をお願いいたします。ラスパイレス指数の状況の関係でございます。平成 24 年の項目になります。これについては説明がありませんが、私が調べた資料によりますと、この 99.6 というのは、国家公務員並みに削減した場合のラスパイレス指数というふうに私の方では、受け止めておりますが、その辺はどうでしょうか。

岡部議員　今、私は市町村の指数は、現在の数字を表しているというふうに認識しておりますので、その辺の数字自体は多少前後することもあるかもわかりませんが、私の願意はそういうふうなことではなく、あくまでも官民格差があるということの中で、皆さんがどういう判断をしていただけるかというのが願意であって、そのパーセンテージが上だの下だのというデータに関することは、もう少し時間をいただければというふうに思っております。

高野委員　あえてここに参考資料という形で出してこられましたので、そういうあいまいな説明は納得しがたいわけであります。その横に増減が 7.2、その脇に平成 24 年参考値 92.0、23 年から 24 年にかけて 0.4%下がっていると、ここに参考値が出ていますが、これがいわゆる現在のラスパイレス指数ではないですか。

岡部議員　これはあくまでも平均的なそのときの数値であって、間違いなく 23 年か 24 年に 5%だか市の方は給与を上げたという実績はあると思います。それによってこの数値は上がって、あくまでもこの 92.4 が 92 の平均値で 0.4 下がったというような意味ではないので、あくまでも 23 年から 24 年には 7.2%、2 ポイント上がりましたよというふうな感じで捉えていただければというふうに思います。

高野委員　そう言われましてもですね。私の資料では、減額後を 100 とした場合は、国家公務員並みに削減した場合は 99.6 になるという数字ということで、私の資料ではそうなっておりますが、どちらの資料が正しいかということでもいいんですか。ただ参考と言われても参考にならないんじゃないかという気がしますので確認をさせていただきたいのですが。どこを参考にすればいいんですか。

岡部議員　あくまでもこれは魚沼市だけではなくて、同じ条件で県内 30 市町村同じデータでこれを作成されていると思いますので、私は高野委員のその数値をみせていただいたりしないと、この問題についてはお答えできない。あくまでもこの県の方で出したこの数字をもとに今現在では、参考値として一つの目安として見ていただければというふうに思います。

星委員長　しばらくの間休憩いたします。

休　憩（11:03）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:04)

星委員長 休憩を解き会議を再開いたします。ほかに紹介議員に対する質疑はありませんか。

高野委員 先ほど紹介議員からは給与削減遡及措置ということで、不利益不遡及の原則ということについて、紹介議員の方ではわかると思うんですが、その辺をしっかりと請願者の方には説明をされて訂正なり、出し直しというようなことでの働きかけというのはなされていますか。

岡部議員 皆さんのお手元にある請願書のこれでいいのか魚沼市民の会の会長の大林さんと事前にこの件についてお話をさせていただきました。ついでにはここにはこだわらないとあくまでも魚沼市として職員との話もあるでしょうから、そこで話をしたりして労使が妥結されて、それでいつからということであれば、そこからスタートでいいんじゃないかというようなことは承諾をいただいています。それについて、訂正が必要で、これから議論なんですけれど、ここを訂正して出し直せばいいのかというようなことであれば、それはまた話をさせていただいて、ここだけ訂正をさせていただくことも不可能ではないというふうに思っております。

高野委員 請願で、準じてという形になりますけれどもそういうことになりますと、紹介議員から説明がありましたように国家公務員の給与の決定の関係等についても十分承知はされているとは思いますが、先ほど 99.6 という数字が出ておりますけれども、いわゆる国家公務員が 100 になっても、今のままでいっても魚沼市の職員給与レベルは 99.6 だということでの認識なり、説明ということは紹介議員さんの方になされているわけですね。

岡部議員 あくまでも大林会長さんとの話の中では、ラスパイレス指数ということもありますけれども、先ほどお話しした中で、官民格差が魚沼市に住んでいる公務員も一般職もある中で、これだけ公務員との格差があることが問題であって、魚沼市の一般市民がみんな東京と同じ水準の給与を貰えるかということ、公務員は保障されていますからラスパイレス指数とかいって東京の国家公務員に近いような数字でやれますけど、一般市民が先ほど言ったように 3 割首都圏と違ったりとか、片方は 10% 違わないのにそういう現実に対して、どういうふうに受け止めてどういうふうに対処するか、いっしょに住んでいるわけですよ。行政職も一般の市民も。その中でそういう経済情勢、その収入の所得格差をどういうふうに捉えて、その距離を縮める考えがあるのかどうか、そこを今、この請願者の中では一番取っているところじゃないかなというふうに私は認識しています。

高野委員 国家公務員に準じてということは、いわゆる特例法に準じてということですからそういうことになりますと、いわゆる一般職、これは国家公務員の関係になりますからですけども、この資料のその他というのを項目で出てきているとは思いますが、いわゆる 2 項については、特別職の適用という形になっております。そういう中では、やはり行政に携わっている中で、いわゆる議員についてもしっかりやりなさいよということがこの 2 項だと私は思うんですが、そういうことからするといわゆる議員の報酬削減というような話がここに出ておりませんが、その辺のことについては聞いておりますか。

岡部議員　高野委員の耳に入っているかどうかあれですけど、私たちも休憩中に委員会室でやったときには、職員だけに給与削減を求めることはいかがなものかと、まず隗より始めよという言葉があるように議員としてもそれなりの削減をしなければいけないという認識であります。そして私が知り得る中では過半数以上の議員が、議員としての報酬削減には賛同している。それで、この9月議会の最終日あたり、もし議員発議等でできればというふうな形も考えますし、そしてまた職員の方と同調するようであればそれに合わせて、まず議員報酬を下げ、そして職員の方からもご協力いただくというふうな形がいい姿かなというふうに認識しております。

高野委員　そういうことではなくて、請願者からはそういう要望というか、特別職はここには載せていないということに対しての何かあったか、ないかというだけの話です。

岡部議員　もちろんその中には含まれていますし、私らは議員とすればこういう請願が上がった時点で自主的に議員としてはやるべきだろうという認識を持っている議員の方が多くいるように私は捉えています。具体的にあったかという、今回は議員も削減してくれという請願は出ていませんけれども、その中にはそういう気持ちがあるものというふうに認識しております。

高野委員　全県の比較が出ている中で南魚沼も十日町もということで出ておりますが、小千谷は削減しないということで、市長は明言しているというふうに私は聞いておりますが、その辺は紹介議員はどのように把握しておられますか。

岡部議員　30市町村あるわけですからそれぞれの自治体の考え方だと思うんですよ。ですから私は小千谷のことに対してコメントすることは、差し控えたいと思いますし、あくまでもこういうそれぞれのところの自治体の自主判断の中でやるということが一番大切だと思うので、そのために魚沼市全体がこうであって魚沼市がこうであって皆さんどう考えますかという提案をさせていただいたということでもありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

下村委員　平成25年4月からということで、不遡及の原則にあたりますが、そういう文書が出てきたときに、議員として賛成するというのはどう思いますか。記録で残るわけですから、いくらそれは後で考えると言われても、請願者のそういう言葉だけで賛成するというのは私はおかしいんじゃないかと思いますが、紹介議員はどう思いますか。

岡部議員　おっしゃることはわかりますけれども、あくまでもこちらの請願者の趣旨ですね。そういうふうな形の中と、これを上げるのに時間的な余裕がなかったというところが、少し言い訳になりますけれども、そういう中でこれを進めてきたということで、あえてここにこだわらないで、請願者の意図はどこにするのか、どこにあるのかというふうなことで説明させていただいたということでもあります。それとさっき言ったようにここが皆さんの判断に問題があるのであれば訂正してもいいということを申し上げたということでもあります。

大平（栄）委員　同じ請願者の紹介議員の一人ですけれども、今、岡部議員が言ったように岡部議員の方で、そぐわなかったらそれを直したらどうのこうの言われているから直したらどうですか、請願者の方もそれでいいということであれば、これを消したら、遡及できないわけだから。

星委員長　　ここでしばらく休憩いたします。

休　　憩（11:16）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11:33）

星委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。これから討論に入りたいと思います。

星野委員　　今ほどの件につきましては継続審査を求めます。

星委員長　　ただいま継続審査を求める動議が出ましたので、これより継続審査について採決を行います。本案を継続審議とすることに賛成の方は挙手願います。挙手多数であります。よって本件については、継続審議とすることに決定をされました。

（５）閉会中の所管事務等の調査について

星委員長　　日程第５、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申出を行うことに決定いたしました。

その他

星委員長　　午後から所管事務調査として現地調査を行いますので、その前に日程第７、その他を議題とします。議会報告会実行委員会委員の互選について協議します。議会報告会実行委員会委員は、議会運営委員長と各常任委員長及び各常任委員会から１名を選出することに先般の議会運営委員会で決定しました。ついては、当委員会の委員から１名選出願います。しばらくの間休憩いたします。

休　　憩（11:37）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11:38）

星委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。休憩中に協議いただきましたとおり委員長のほか、もう１名については、岩井委員を選出することにご異議ありませんか。（異議なし）

異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。執行部の方から何かありましたらお願いしたいと思います。

小幡総務課長　それでは、一点報告をさせていただきます。地域気象観測所アメダス観測所の移設についてでございます。新潟気象台が設置している、地域気象観測所アメダス小出観測所及びアメダス入広瀬観測所の二つの移設でございます。小出観測所につきましては、現在設置されている魚沼市消防本部庁舎の移転が計画されていることから、小出小学校敷地内へ移転をいたします。入広瀬観測所につきましては、現在設置されている入広瀬会館の解体の計画があるということで、上条会館のグラウンド敷地内へ移設したいという説明が先般、新潟気象台からありました。移設先候補地の選定にあたっては、距離 5 km 以内、標高差 5 m 以内というところで、気象台の方で選定したということであります。移設後の観測所名称は、小出観測所の名称の変更はありませんが、入広瀬観測所は守門観測所に変更したいとのことであります。新消防庁舎、それから入広瀬庁舎では、観測を独自でそれぞれやっていきたいというふうに考えています。なお、降雪前に移設工事を気象台ではしたいと報告がありましたので、以上よろしくお願いしたいと思います。

星委員長　この件について、質疑がありましたらお願いしたいと思います。

星野委員　今の上条会館グラウンドというのは、上条小学校のことですか。

小幡総務課長　はい。旧上条小学校のグラウンドです。

星委員長　ほかにございませんか。委員の皆さんからご意見、ご協議事項がありましたらお願いしたいと思います。

高野委員　一点お願いします。放射能汚染汚泥の関係ですけれども、これは大沢の下水道処理場に保管してありますが、その保管状況と周辺住民への周知説明等について、どのようになっているのか、今この場でわかればお願いします。わからなければ決算委員会で聞くこととします。

星委員長　担当部署の職員がいませんので、今ほど高野委員が言いましたように次の機会にお願いしたいと思います。ほかにございませんか。(なし) それでは、午後から所管事務調査として現地調査を行います、それまでの間、休憩といたします。再開は、午後 1 時です。

休　　憩 (11:42)

再　　開 (13:00)

(6) 所管事務調査について

ア 現地調査について

星委員長　日程第 7、所管事務調査についてを議題といたします。ただ今から、現地調査を行います。現地調査の行程は、配布のとおりです。しばらくの間、休憩します。

休　　憩 (13:01)

休憩中に現地調査を実施

再開（15:14）

イ 現地調査の総括について

星委員長　休憩を解き会議を再開いたします。今ほど、魚沼市消防署上条出張所、西名地すべり災害現場、北部振興事務所の現地調査を実施しました。これより現地調査の総括を行います。各委員の発言を求めます。

大屋委員　西名の地すべり災害についてですけれども、これから秋、冬と向かいまして、今年の冬の雪の状況がどうなるかわかりませんが、ここ３年間続いて豪雪という中で、冬場はセンサーを抜くということらしいので、そういう点では、一番心配なのは雪解けの春の頃ですね。そこも見据えた中で安全に万全を期すようにいただければというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

星委員長　ほかにありませんか。

高野委員　消防署の上条出張所の関係ですけれども、十分対策は考えられていると思うんですが、冬場の除雪体制の関係ですが、出勤に対しても職員の駐車事故の関係に対しても万全の体制を取られていると思うんですが、確認の意味でその辺の体制について少し説明を求めます。

佐藤消防長　上条出張所については、地下水が出ないということで、昨日、ミニタイヤローラーの入札を行いまして、これを導入することになっております。それで車庫前、職員等の駐車場等については自前で雪を除排雪し、なおかつ市委託の除雪車等が国道除雪に来たときに集めておいた雪をさらに奥の方に飛ばしてもらうというような計画で、雪対策については考えております。なお、庁舎については耐雪荷重４ｍの設計で屋根雪についてはそのままたまるといような形になります。道路の関係ですが、懸念されている２５２号線から２９０号線へ少し入ったことですが、除雪関係は昨年もそうですが、確認をした中では、２５２号線も２９０号線も同等の除雪が確保されているということです。また、冬期間は幹線を通る出勤経路を考えています。

岩井委員　除雪の関係なんですけれども、前の車庫から出る部分については、例えば一晩で１ｍ５０ｃｍも積もるといことががあるので、それは夜中でも当直の人が除雪をしておくんですか。例えば、朝方出るときに雪が積もっていて出れないということは絶対にないということでしょうか。

佐藤消防長　今ほどの件でありますけれども、２４時間体制で常に雪も観測しておりますし、夜間も交替で通信業務をしていますので、降り続く予報とか降り方を見た中で、出勤に支障をきたさないよう職員が除雪対応にあたります。また、職員に除雪機免許等も、今、取らせていますので、その点については、十分配慮した方法で除雪対策にあたる予定であります。

下村委員　地すべり災害の説明なんですけれども、第１次避難場所は西名の集会所ですが、と

ても無理でしょう。すぐ川で。第2次避難場所は上条会館体育館ですが、消防署は使えないんですか。川がせき止められてもそれから時間があるからということで、避難場所は西名集会所として第2次避難場所は上条会館ということですか。

小幡総務課長　現場を見てもらってわかるとおり河道閉塞がすぐにはならないだろうという想定のもとで、第1次避難場所、第2次避難場所としました。

下村委員　西名集会所は現実的に第1次避難場所になるのだろうか。

小幡総務課長　状況を見てということになるんだろうと思います。おっしゃるとおりに川のすぐ脇ですので、そこが危なければその先ということになると思います。

高野委員　上条出張所の関係ですけれども、だいぶ間取りというか建物が大きくなりましたし、車庫の関係からしてみても配置車も増えるのかなという感じもあるんですが、今ある車とか人員の増配置は考えられているんですか。

佐藤消防長　車両の増車という部分については、今ほど申し上げた除雪車が1台入るということで、4台が車庫に入ることになります。それから人員については、今年度については今のまま新しい庁舎での業務開始となります。将来的には3交代制の配置を計画しております。

星委員長　ほかにありませんか。それでは本件については、この程度とし、必要に応じて調査をしていくこととし、以上で現地調査の総括といたします。

(7) その他

星委員長　日程第7、その他を議題とします。現地調査の前に協議しておりますが、引き続き議題とさせていただきます。皆さんからご意見をいただきたいと思います。

大平（栄）委員　スキー場の件なんです、入広瀬も守門もそうなんです、話をしてもなかなか通らないという話を聞いているんですが、どうですか。

星委員長　具体的にどういうことですか。

大平（栄）委員　今冬のスキー場について今まで話をしてくれないが、市長から言わせると済んでいるというんだけど、それでは困るからということで、北部振興事務所に行ったりするけれど、なかなか話が進まないということを言われたもので、その辺を教えてください。

星委員長　この件は産業建設委員会の所管で、総務委員会の所管外です。

大平（栄）委員　北部振興事務所の所長として出てきたんだからそれはいいのではないですか。

星委員長　産業建設委員会の所管事項であります。たぶん今回の議会でも最終日に関連が出てくるかと思います。

大平（栄）委員　差支えないようなら話をしてください。

青山北部振興事務所長　予算の範囲で、進捗状況だけはお話することができます。須原スキー場につきましては、いわゆる12月1日をもって市内のスキー場を民営化にという方向で予算付けをしていたと。修理の関係をやれるところはやってくださいという形でやっていますので、須原スキー場や大原スキー場もそうなんですけれど降雪が早いもんですか

らその準備をこちらでしています。今冬の部分はきちんとした形で引渡しができる予定になっていますので、当然、今冬のシーズンはもちろんやっていただきます。私どもはそういうつもりで今準備をしています。ただ、大原スキー場につきましては、残念ながら災害で車が行けないものですから整備の関係ができません。ですのでそれについては、きちんと整備をした中で民営化ということを考えていましたので、災害ということで通常の形と違いますので、今年できない分をぜひ来年に回していただきたいというような伺いを北部振興事務所では上げて検討しているところであります。

星委員長　総務委員会ではこの程度にさせていただき、後は所管の委員会にまかせていただきたいと思います。ほかにございませんか。なければ、本日の会議はこれで閉会にさせていただきますと思います。本日の会議録作成については、委員長に一任を願います。本日の総務委員会はこれで閉会します。

閉　　会（15：29）